

第3回 生物多様性条約名古屋議定書 ABS セミナー開催報告

茨城大学で第3回目となった今回のセミナーは、生物多様性条約と名古屋議定書の国際的な課題と状況、条約内容についての説明のほか、各国の国内法と逮捕例、今後考えられる事態などについてもお話いただいた。内容の4割は過去のセミナーと内容が重複していたが、より現実に近い状況での説明で、幾度か話を聞いている先生方にはかなり身近なこととを感じるようになったようで、講演後の質疑応答は農学部会場ではひっきりなしで時間が足りなかった。

●出席者：73名【水戸3、日立13、阿見57／社会連携センター関係者・講師等10名除】

<開催概要>

●セミナータイトル：

「生物多様性条約(CBD)・名古屋議定書(NP)と海外遺伝資源へのアクセス(3)～提供国の遺伝資源へのアクセスと利益配分のルール」

●日時：H26年(2014年)12月8日(月)13:10～17:00



●メイン会場：阿見キャンパス(茨城大学農学部203講義室)

●ライブ会場：水戸キャンパス(インタビュースタジオ)／日立キャンパス(工学部E1会議室)

●主催：茨城大学 学術企画部・社会連携センター・農学部

●共催：大学共同利用機関法人情報・システム研究機構 国立遺伝学研究所(NIG)

●講師：国立遺伝学研究所 知的財産室 ABS 学術対策チーム チームリーダー 森岡 一

講演内容：

1. 生物多様性条約と名古屋議定書 ～遺伝資源へのアクセスと利益配分の考え方～
2. 海外遺伝資源へのアクセス方法としての PIC・MAT ～その仕組みと手続き～
3. 資源国の考えと国内法令、その現状 ～インドとインドネシアの例を中心に～
4. 利用国の考えと国内法令、その現状 ～欧州連合の名古屋議定書批准のための EU 規則～
5. 日本の名古屋議定書批准のための国内措置の必須条件とその方向性
6. 大学・研究機関等の社会的責任としての遵守のありかた